

東日本大震災特集号

平成23年
5月15日発行

この度の震災により、亡くなられた方々に対して衷心からお悔やみ申しあげますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申しあげます。



震災により天井が崩落したふれあい館プール

がんばろう 日本!

平成23年3月11日午後2時46分。
あの日、あの時間を境に、

日本は戦後最大ともいうべき
試練に直面しております。

津波にのみこまれる町や水
素爆発で大きく壊れた原子力
発電所、瓦礫の中で茫然と立
ちすくむ人、長期化する避難
所生活、自衛隊員や警察、消
防、ボランティア等による懸
命な活動など、東日本大震災
関係の映像が連日流され、ま
た、日本の経済成長を支えた
システムのもろさや矛盾など、
様々な情報が国内のみならず、
世界を駆け巡っております。

私たちは、この未曾有の大
災害を前にして、家族と一緒
に過ごせることの幸せ、家族
がそろって笑顔でいられるこ
との幸せに、改めて気づかさ
れました。今ほど、日本全体
で、支え合い、繋がり合うこ
とが求められているときもま
た無いでしょう。

「心は誰にも見えないけれ
ど、心遣いは見える」、「思い
は見えないけれど、思いやり
は誰にも見える」という宮澤

章二さんの詩「行為の意味」
のとおり、私たち一人ひとり
が自らできることを考え、目
に見える形で行動してみよう
ではありませんか。

すでに国内外の多くの機関
や企業、そして個人の方々か
様々な形で被災地の復興支援
に取り組んでいます。本市に
おきまして、県と連携しな
がら、今後も引き続き、被災
者への対応や県内外の被災地
への職員の派遣など、様々な
形での復興支援をしまいい
ます。

甚大な被害は回復しかけた
日本経済に大きなダメージを
与え、復興のための巨額な財
政出動は、国の財政のさらな
る悪化が危惧され、本市にお
いても税収の落ち込みなど、
厳しい局面も予想されます。

しかしながら、行政と市民、
事業者の皆様とが互いに協力
し合い、英知を結集して行動
することにより、必ずやこの
難局を乗り越えられるものと
信じております。

「がんばろう 日本！」

下野市長 広瀬 寿雄



市内の被害状況及び市の対応について

3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0（国内観測史上最大）の東北地方太平洋沖地震が発生しました。市内の被害状況及び市の対応についてお知らせします。（5月6日現在）

被害状況等

市内の最大震度

震度5強

市内の被害等

（1）人的被害

負傷者20名（死者・行方不明者・重傷者なし）

（2）民間家屋等被害

一部損壊 1,572棟（納屋等含む）

その他、石塀転倒491か所などの被害発生

（3）公共施設被害（主なもの）

国分寺中学校体育館、南河内児童館、ふれあい館、南河内庁舎、小金井駅東自転車駐車場など10施設

（4）道路橋りょう等被害

道路（小破1か所）、橋りょう通行止め箇所なし

市の主な対応

▼初動体制

・ 下野市災害対策本部設置
（3月11日午後3時30分）
初動体制↓職員・消防団（24時間体制で対応）

▼避難所開設

・ 一時避難所開設
3月11日夜、JR帰宅困難者等のため、石橋駅前コミュニティセンター・南河内公民館・国分寺駅西児童館など5か所に開設。当日135人を受け入れ
・ 指定避難所開設
3月12日、石橋中学校・南河内第二中学校・薬師寺小学校・国分寺東小学校・国分寺公民館の5か所に市民向けに開設（3月12～13日で延45人受け入れ）
・ 指定避難所を1か所に変更
避難所を国分寺公民館1か所に統合。（3月14日から延48人受け入れ）

▼負傷者調査

・ 3月11日、負傷者確認調査
人的被害（負傷者20人・国分寺中学校生徒）

▼公共施設被害調査

・ 3月11～12日、施設破損状況の確認

▼被災家屋等実態調査

・ 3月11日、被災家屋等概況調査（一部損壊多数確認）
・ 3月14～21日、家屋等全戸調査（目視等）

▼安否確認

・ 3月11日、児童・生徒、保育園児等の安否確認
・ 3月12日、民生委員及び電話連絡により、要援護者・障がい者の安否確認

▼道路の安全確保

・ 3月11日、道路上に倒壊した石塀等の撤去を建設業組合へ依頼

▼被災廃棄物の受け入れ場開設

・ 3月12日から、無料受け入れ開始。

▼市民等への周知

・ 3月12日から、市ホームページで震災情報提供
・ 4月1日、東北地方太平洋沖地震に関する最新情報を提供
・ 水道水の放射性物質調査（関連4ページ）

▼福島県原発事故避難者への対応

・ 3月14～24日、指定避難所国分寺公民館で延べ48人受け入れ
・ 市内特別養護老人ホーム等へ19人受け入れ（関連7ページ）

ジ）

・ 無償提供されたアパートへのあつ旋、7戸（12世帯29人）

▼被災した他市町への支援

・ 3月15日から、義援金の受け付け開始
・ 3月22～31日、義援物資の受け付け

▼東電計画停電への対応

・ 3月14～24日、屋外拡声器等による計画停電の広報
・ 計画停電グループ把握のための現地調査及び自治会長等への聞き取り調査
現在、計画停電は原則実施されておられません。

▼在宅避難者調査

・ 3月18日から、縁故者等に在宅している避難者について、被災前に居住していた自治体に関する情報等の提供を目的に調査を実施。
5月6日現在44世帯、107人が登録されました。福島県より102人、宮城県より4人、岩手県より1人

▼ご協力に感謝

自治会長の皆様等には、帰宅困難者への対応、また、地域の被害調査や計画停電での対応など、何かとご協力いただき深く感謝申し上げます。

災害廃棄物の受け入れについて

市では小山広域保健衛生組合と連携し、臨時のストックヤードを設け、災害により壊れた瓦や塀などの廃棄物の受け入れを行っています。
5月末まで受け入れを延長しています。搬入が間に合わない方は5月中に各自の搬入計画を立てたうえでの予約をお願いします。

▼国分寺・南河内地区の瓦、コンクリート、大谷石は北部清掃センターにて受け入れられています。（☎44・2226 北部清掃センターへ予約）

▼石橋地区または右記以外の物はさらに館南臨時ストックヤードにて受け入れしています。（☎40・5559 環境課へ予約）

3月12日からの受け入れ量は
大谷石268t、コンクリート424t、瓦105tなど、合計816tとなりました。

環境課 ☎40・5559



受け入れた災害廃棄物

市の災害への取り組み状況

東日本大震災義援金を
受け付けています

市では募金箱を設置して
います。

【設置場所】国分寺庁舎・石橋
庁舎・南河内庁舎・ゆうゆう
館・きらら館・ふれあい館・
石橋公民館・国分寺公民館・
南河内公民館・南河内東公民
館・石橋図書館・国分寺図書
館・南河内図書館・生涯学習
情報センター・スポーツ交流
館・国分寺B&G海洋センタ
ー・南河内体育センター
義援金は、中央共同募金会
より被災都道府県に送金され、
関係機関で構成される義援金
配分委員会で配分を決定し、
被災された皆様の生活再建の
ために直接届けられます。

問 会計課 ☎40・55560

義援金の累計額に
ついで

これまでお寄せいただいた
義援金は次のとおりです。ご協
力いただき感謝申し上げます。

義援金累計額

9,548,397円（4月
28日現在）

（栃木県共同募金会へ）

問 会計課 ☎40・55560

支援物資のご提供に
お礼申し上げます

社会福祉協議会では3月22
日から31日までの期間、被災
地への支援物資の募集をした
ところ、皆様から多くのご提
供をいただくことができました。
お寄せいただいた物資は、
マスクや毛布、大人用紙オム
ツや生理用品など、段ボール
70箱以上にもなりました。支
援物資は東北各県の被災地へ
届けられました。なお、現在
は支援物資の受け入れを一時
休止しております。皆様のあ
たたかいご支援にあらためて
お礼申し上げます。

問 社会福祉課 ☎52・1112

災害復旧予算を計上
しました

被害を受けた公共施設の安
全性の確保と利便性を回復す
るため、平成23年度一般会計補正
予算（第1号）を平成23年4月
12日付にて専決処分し、早急に
対応しました。

▼補正予算額 1億53万円
▼主な内容

- ・国分寺中学校体育館改修
- ・石橋小学校体育館改修
- ・南河内児童館改修 他

問 財政課 ☎40・55552

被災地復興支援として
「第32回天平の花まつり」
を開催

被災地復興支援として開催
しました「第32回天平の花ま
つり」において、4月20日か
ら30日までチャリティカラオ
ケを実施し、参加料の総額が
157,554円となりました。
また、花まつり会場内にお
いて義援金箱を設置し、14
8,762円の義援金が集まり
ました。これらの参加料と義
援金は社会福祉協議会を通じ
て被災地の方々に役立ててい
ただきます。皆様の心からの
ご支援とご協力に感謝いたし
ます。

問 商工観光課 ☎48・2112



天平の花まつり

庁舎節電の取り組みと家庭
での節電のお願い

東日本大震災の影響で、電
力不足が懸念されています。
庁舎等においては、事務室
内など一部照明を消灯し節電
に取り組んでいます。今後、
夏季においても冷房設定温度
を厳守し節電に取り組みます。
その他の市有施設においても
同様に実施し、通常電力使用
量の15%以上の節電に取り組
みます。

各施設を利用する市民の皆
様にはご迷惑をおかけしま
すが、ご理解ご協力をお願い
します。

なお、ご家庭におかれま
しても、不要な照明や使用し
ていない電気製品のコンセント
を抜くなど節電にご協力願
います。

また、従来より省エネと執
務の効率化のために6月から
9月までの期間、実施してき
た服装の軽装化「クールビズ」
について、5月から10月まで
拡大します。併せてご理解ご
協力をお願いします。

問 管財課 ☎40・55553

問 総務課 ☎40・55551

東日本大震災に係る人的
支援について

下野市では、多大な被害を
受けた県内外からの職員派遣
要請に応じ、5月16日から災
害復興のための人的支援（派
遣）を行います。

また、石橋地区消防組合消
防本部では、去る3月12日か
ら5月2日までの間、「栃木県
緊急消防援助隊」の一員とし
て、交替で岩手県や福島県に
派遣され、延べ63名の隊員が
行方不明者の捜索活動や救急
支援活動にあたりました。

問 総務課 ☎40・55551

問 生活安全課 ☎40・55555



被災地へ派遣された緊急消防救助隊（石橋消防本部）

市民の皆様へのお知らせ

放射線量について

放射線量に関しては、連日、新聞等で公表されていますが、県内7か所(宇都宮市・那須町・日光市・真岡市・小山市・那珂川町・佐野市)で県により測定されています。隣接市の小山市の最大値(1時間当たり)は、3月23日に観測されました0.20 μ Sv/h(マイクロシーベルト)でありませんが、県内全ての地点において健康に影響を及ぼすことはないと判断されています。

また、県では5月中旬に県内すべての幼稚園、保育園、小中学校、高校で安全確認のため校庭や園庭の放射線量を調査し各測定値を公表することになっていきます。なお、放射線量の直近の情報は栃木県のホームページ「東日本大震災に関する総合情報」及び下野市のホームページ「東日本大震災の対応等について」で詳しい内容は確認できます。

問 栃木県環境保全課

☎028・623・3188

水道水の放射性物質の測定結果について

下野市では、定期的に水道水の放射性物質の測定検査を実施しています。これまで5回の測定結果では、すべて暫定指標(規制)値を下回っており、飲料しても問題はありませんが、今後も毎週一回採水し、検査を継続します。

▼下野市の水道水は、全て地下水(地下60m \sim 200m)から取水しています。

問 水道課 ☎48・2121

震災により漏水した場合の水道料金一部減免

市の水道を利用している方で、今回の震災で漏水の修理を行った場合には、漏水箇所によつては水道料金の一部を減免することができます。

また、震災の影響で、宅内の水道管から漏水している可能性があります。漏水も水道料金に加算されますので、水道メーターの確認をお願いします。確認方法は、すべての蛇口を閉めた状態で「パイロット」とよばれるコマが回

転していると漏水しています。漏水が発見された場合は、お近くの下野市指定給水装置工事業者に連絡し、早急に修理(お客様負担)をお願いします。

問 水道課 ☎48・2121

固定資産税・都市計画税の減免について

▼対象家屋
半壊以上の家屋が対象となります。(屋根や外壁の一部が破損した場合は減免対象となりません。)

▼減免期間
減免期間は平成23年度のみです。

▼問い合わせ方法

減免の対象になるかの確認は、電話もしくは税務課窓口にてお問い合わせください。連絡後、市職員が現地調査を行います。

※すでに修復が済んでしまっている場合には、修復にかかった費用の領収書、被害状況の確認ができる写真等を参考に聞き取り調査をさせていただきます。

問 税務課 ☎40・5554

被災住宅再建等利子補給制度の創設について

市では、東日本大震災で、お住まいの住宅に被害を受けた方が銀行などから融資を受けて住宅の補修などを行なう場合に、返済利子の一部を助成する制度を創設します。

▼利子補給対象者(次のすべての条件を満たす方)

・市内にお住まいの住宅に被害を受け、補修、新築等をする方

・住宅の被害が半壊または一部損壊で「り災証明」が付されている方

(住宅には、賃貸している住宅・納屋・塀・カーポート等は含まれません。)

・被災者生活再建支援金の交付対象になっていない方

▼利子補給対象融資額：100万円以上、500万円以下

▼利子補給率・補給期間：年2%以内で借入から5年間

▼制度実施期間：平成23年度から平成25年度まで

▼その他：東日本大震災で家屋が損壊し、すでに金融機関等から融資を受けている場合も対象になります。

問 都市計画課 ☎48・2114

り災証明の手続きについて

建物及び物品等に損害を受けた方に対して「り災証明書」を交付(無料)しています。り災証明は、各種保険金の請求や支援・救済措置及び所得税控除の申告の際等に提出を求められることがあります。

▼申請の方法について

「り災証明書交付申請書」(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入し、り災状況のわかる写真を添付して総務課まで申請してください。また、どうしても写真が撮れないという場合は、問い合わせ先までご相談ください。

問 総務課 ☎40・5551



損害を受けた家屋の屋根瓦

「がんばろうじゅぎの農業」
緊急支援資金の創設

▼目的：震災に伴う原発事故により農産物の出荷停止や風評被害を受けた農業者に対し、低利の経営資金を融通することにより、経営の維持安定を図ることを目的とします。

▼貸付対象者：農業生産物が、出荷停止や風評被害などにより損失を受けた農業者

▼資金の用途：農業経営の維持安定に必要な経営資金（施設整備・機械購入等は除く）

▼貸付限度額：500万円

▼償還期限：3年以内（うち据置期間1年以内）

▼償還方法：原則として元金均等年賦償還

▼実質貸付利率：無利子（利率補給：県0.75%・市0.75%・金融機関等1.35%）
貸付金利2.85%の場合

▼借入先：農業協同組合等

▼貸付期間：平成23年12月まで

問 農政課 ☎48・2143



被災した県内中小企業者への緊急対策資金が創設されました

東北地方太平洋沖地震により被災した県内中小企業者への金融支援のため、県では緊急対策資金を創設しました。

地震により直接的な影響を受けた中小企業者の方は、「東北地方太平洋沖地震緊急対策資金」、間接的な影響を受けた中小企業者の方については、「経営安定資金（基盤強化融資）」が融資の対象となります。

▼融資対象者：県内に1年以上事業所を有し、かつ当該融資に係る事業と同一の事業実績を1年以上有する被災中小企業者

▼融資対象者：県内に1年以上事業所を有し、かつ当該融資に係る事業と同一の事業実績を1年以上有する被災中小企業者

※被災中小企業者とは、市町村長等が発行する、り災証明を受けた方です。（なお、り災証明書は速やかに発行されることになっていきます。）

※本資金は国の災害関係保証に対応した資金です。

▼資金使途：り災の対応のために必要な設備資金（ただし、土地取得費は除く。）及び運転資金

▼融資限度額：8,000万円（設備資金・運転資金）

▼融資期間：10年以内（うち据置期間1年以内）

▼融利率：年14%以内（責任共有制度対象外）

▼信用保証：栃木県信用保証協会の保証を付するものとす

▼保証料率：年0.7%

▼取扱金融機関：銀行、信用金庫、信用組合及び商工中金の県内営業店

▼経営安定資金（基盤強化融資）
必要な書類を揃えていただき、商工観光課に申請を行い、認定書の交付を受けてください。

▼融資対象者：県内において同一事業の実績が1年以上あり、以下の(1)または(2)に該当する市町村長の認定を受けた中小企業者の方（特定中小企業者）等

(1)東北地方太平洋沖地震の発生後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後、2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる方。

また、栃木県信用保証協会のセーフティネット保証において、上記の融資対象者(1)または(2)に該当する市長の認定を受けた中小企業者の方（直接被害を受けた方、間接被害を受けた方ともに）は、通常の保証枠と別枠で保証を受けることができます。保証限度額2億8,000万円、うち無担保保証8,000万円。

問 商工観光課 ☎48・2112

問 栃木県経営支援課 ☎028・623・3180

福祉関係の各種相談窓口について

▼児童について
問 児童福祉課 ☎52・1114

▼高齢・介護について
問 高齢福祉課 ☎52・1115

▼障がい福祉・生活困窮について
問 社会福祉課 ☎52・1112

▼成人・母子保健について
問 健康増進課 ☎52・1116

余震にご注意

東北地方太平洋沖地震に伴い余震が多数発生しています。特に、福島県から茨城県の陸域では活発な活動が続いているため、今後も大きな余震が発生する可能性があります。家屋の倒壊などの危険がありますので、引き続き余震に警戒してください。

また、復旧活動など屋外で行動する場合は、余震による二次災害に注意して行動するよう心がけていただくと共に、常日頃から地震への備えをお願いします。

問 生活安全課 ☎40・5555

**南河内庁舎の機能移転を
検討しています**

震災の影響により南河内庁舎耐震壁ひび割れの拡大、柱モルタル部分の一部落下、外壁レンガの剥離が発生しました。

業者による簡易診断の結果、このまま放置することは危険と報告を受けました。

庁舎移転プロジェクトチームを設置し、移転すべきか、移転する場合の課題等の検討を行っています。

今後、詳細等決まりましたら広報等により改めてお知らせします。

問 管財課 ☎ 40・5553

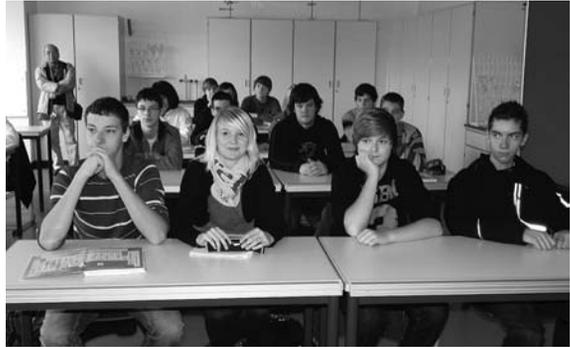
**メール配信サービス
「下野インフォメーション」**

携帯電話やパソコンに、市に関する情報を配信するものです。地震や非常情報も受信できます。左記のQRコードまたは市のホームページからご登録ください。



問 総合政策課 ☎ 40・5550

**姉妹都市から義援金が
届きました**



ドイツヘルツタールの学生たち

今回の震災を受け、本市の姉妹都市であるドイツ連邦共和国・ドイツヘルツタール市より、義援金として1万ユーロ、住民からの募金6千ユーロ、合計1万6千ユーロ（約190万円）をいただきました。5月には地元の学校でチャリティコンサートが開催される予定です。海を越えた支援活動に心から感謝申し上げます。

問 生活安全課 ☎ 40・5555

**東日本大震災による住宅
等点検訪問に注意！**

訪問により被害を受けた住宅の修理、また、既存住宅の耐震診断などと称して高額な契約をせまる業者がいます。安易な契約に注意しましょう。

自宅の修繕等は、施工業者に依頼しましょう。もしくは、

(社) 栃木県建築士協会

☎ 028(639)3150

(社) 栃木県建築士事務所協会

☎ 028(621)3954

へ相談しましょう。

耐震診断は、

(社) 栃木県建築士協会

☎ 028(639)3150

へ相談しましょう。

契約する前に、もう一度考えましょう。疑問に感じたら、相談しましょう。

問 下野市消費生活センター（下野市役所国分寺庁舎2階生活安全課内）☎ 44・4883

**ボランティアに関する
問い合わせ**

問 社会福祉課 ☎ 52・1112



市の主な施設状況

市内入浴施設（ふれあい館・きらら館・ゆうゆう館）の営業について

3館の入浴施設は現在、通常通り営業しています。また、きらら館・ふれあい館のトレーニング室についても通常通りご利用できますが、ふれあい館のプールにおいては、天井が崩落するなどの被害が出ていますので、当面の間休業とさせていただきます。市民の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解をお願いします。

問 社会福祉課 ☎ 52・1112

公民館・図書館・生涯学習情報センターの開館について

国分寺公民館は、通常通り予約はできませんが、避難所として指定しているため、緊急時には、使用できなくなる場合があります。

他の公民館・図書館・生涯学習情報センターは通常通り開館します。

問 生涯学習課 ☎ 52・1119

**国分寺中学校及び石橋小学校
体育館の復旧状況について**

体育館を使用できない状況になっており、大変ご迷惑をおかけしています。修繕工事を、7月末日完成を目標に進めていますので、ご理解をお願いします。

問 教育総務課 ☎ 52・1117

**南河内児童館の
復旧状況について**

南河内児童館は、修繕補修が終了するまで閉館としています。大変ご迷惑をおかけしていますが、工事の見通しがつき、7月オープンを目標に工事を進めていますので、ご理解をお願いします。

問 児童福祉課 ☎ 52・1114

体育施設の開放について

5月1日から通常開放（夜間も開放）しています。

ただし、南河内体育センターにおいては安全面を考慮し南側2面（バドミントンコート、バレーボール、バスケットボール）は利用できません。ご不便をおかけしますが、ご理解をお願いします。

問 スポーツ振興課

☎ 52・1124

避難された方へのお知らせ

**避難された方を対象に
上下水道料金を免除します**

市では、県外から避難された世帯に対して上下水道料金の支払いを免除します。

後日、対象世帯に申請書を郵送します。(既在住世帯への同居者は対象外です。)

詳しくは水道課まで、直接または電話でお問い合わせください。

問 水道課 ☎ 48・2121

小・中学校の就学相談

避難された方の就学相談を随時受けています。ご相談ください。

問 学校教育課 ☎ 52・1118

児童に関する各種相談窓口について

避難された児童に関する問題についてご相談ください。

問 児童福祉課 ☎ 52・1114

避難された方の集団検診・健康診査・予防接種に関する事業及び相談の実施

避難された方の集団検診、健康診査、予防接種に関する事業及び相談を実施しています。

▼メンタルヘルス相談所を開設しています

東日本大震災に伴うメンタルヘルス相談所をきらら館に開設しています。随時、保健師が相談に応じますのでお気軽にご相談ください。

▼一般健康相談・病態別栄養相談を実施しています

生活習慣病などからだや心の心配ごとでお困りの方、糖尿病、脂質異常症などの慢性疾患で食事療法が必要な方は市の保健師や管理栄養士が相談に応じます。

問 健康増進課 ☎ 52・1116

▼集団検診について

下野市では、6月から集団検診を実施しますので、検診を希望される方は、健康増進課まで電話または窓口にて予約をしてください。受診券(はがき)を郵送します。検診項目は次のとおりです。

- がん検診・胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん(女性)
- ・・・40歳以上の方
- ・・・50歳以上の方
- 前立腺がん(男性)
- 子宮頸がん(女性)
- ・・・20歳以上の方

- 青年期生活習慣病健診(ヤング健診)
- 計測・血圧・血液検査
- ・・・20歳から39歳の方
- 特定健診
- 計測、血圧、血液検査等
- ・・・40歳以上75歳未満の国民健康保険加入者の方

問 市民課 ☎ 40・5556

問 健康増進課 ☎ 52・1116

▼妊婦健康診査受診票の発行について

妊婦健康診査受診票を紛失した妊婦に対し、前居住地自治体で利用した残りの回数分の受診票を発行します。

▼乳幼児の健康診査について

下野市では、4か月児、9か月児、1歳6か月児、3歳児健診を実施していますが、前居住地で、乳幼児健康診査を受診されていない方は、下野市の健康診査を受けることができますのでご連絡ください。

▼乳幼児等の定期予防接種について

乳幼児期及び小学生、中学生、高校生が実施する定期予防接種の未接種者は、申請により無料で予防接種を受けられますのでご連絡ください。

▼その他、妊娠、出産、育児に関することで不明な点がありましたら、ご相談ください。

問 健康増進課 ☎ 52・1116

避難された方を対象に入浴施設を開放しています

避難された方に対し、入浴施設(ふれあい館、きらら館、ゆうゆう館)の入浴サービスを行っています。5月6日までに延べ464名の方にご利用いただきました。

問 社会福祉課 ☎ 52・1112

避難された方を対象に紙おむつ購入券給付事業及び福祉タクシー事業を行っています

寝たきりの状態または認知症のため常時紙おむつを使用している高齢者の方等へ、月額3,000円の紙おむつ購入券を給付しています。

また、公共交通を利用することが困難な、80歳以上の高齢者及び重度の障がい者のための外出支援として、タクシー利用券による基本料金の助成を行っています。

問 高齢福祉課 ☎ 52・1115

福島第一原発災害等による、市内の特別養護老人ホーム等への受け入れを行いました

福島県災害対策本部から栃木県への原発避難区域等にある特別養護老人ホーム入所者の受け入れ要請により、市内の特別養護老人ホームでは、3月21日に10人、翌日の22日に8人の受け入れを行いました。

また、市内の介護老人保健施設でも4月28日に1人、震災により被災した南相馬市の介護老人保健施設入所者の受け入れを行いました。

問 高齢福祉課 ☎ 52・1115

在宅避難者登録のお願い

県では、県外から避難された方へ、必要となる情報提供を行っています。ご希望される方は、ご登録をお願いいたします。

問 生活安全課 ☎ 40・5555

下野の農業・栃木の農業を応援しましょう

安心・安全

現在、出荷規制中の栃木県産

農畜産物はありません

栃木県産野菜等の原発事故に伴う出荷制限と解除の状況

▼3月21日【ほうれん草・かき菜：出荷自粛】放射性物質の暫定規制値を上回った「ほうれん草・かき菜」について、原子力災害対策本部から出荷自粛の要請指示

▼3月25日【春菊：出荷自粛】放射性物質の暫定規制値を上回った「春菊」について、栃木県知事から出荷自粛の要請指示

▼4月14日【かき菜・春菊：出荷制限解除】放射性物質の暫定規制値を3回以上連続で下回った「かき菜」について、原子力災害対策本部から出荷制限（出荷自粛）の解除指示。同じく「春菊」についても、放射性物質の暫定規制値を3回以上連続で下回ったため、栃木県知事から出荷自粛要請の取りやめの指示

▼4月21日【高冷地ほうれん草：出荷制限解除】放射性物質の暫定規制値を3回以上連続

を下回り、食品衛生法に適合していることを確認しています（5月6日現在）。

きゅうり・レタス・アスパラガス・いちご・トマト・にら・なす・軟化うど・山うど・みずな・ねぎ・しいたけ・かき菜・春菊・高冷地ほうれん草・ほうれん草・大根・原乳・牛肉・豚肉・鶏卵
県ではモニタリング調査を継続して行い、その結果は速やかに県ホームページにて公表してまいります。

出荷制限の解除に伴う今後の野菜作付について

出荷制限が解除された地域では、通常の営農が可能です。圃場に放置されている野菜は、すき込みをせず、刈り取りをしてから耕うん等の農作業を行ってください。刈り取ったそれらの野菜は、1か所に集めて保管してください。

※なお、出荷制限直前に箱詰めして保管されている野菜や、刈り取って1か所に集めて保管した野菜をどのように処分するのかについては、現在、国において協議中です。

水田土壌調査の結果について

放射性物質の県内水田土壌への影響を把握するため、県内14エリアについて土壌中の放射性セシウムの調査を実施した結果、原子力災害対策本部から示された上限値（5,000 Bq/kg）をすべてのエリアで下回っていました。

このため、**水稲をはじめ畑作物も、通常の作付けを行ってください。**

なお、放射性物質の放出が続いていること等から、今後もしも継続して県内の農作物は収穫時に分析調査を行い、安全性を確認してまいります。

農産物損害の賠償請求について

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の放出による農産物損害の賠償請求には「被害の申し出（報告）」が必要です。

問 農政課 ☎ 48・2143

「道の駅しもつけ」オープン

3月26日、被災地を気遣いながら「道の駅しもつけ」が静かにオープンしました。

新4号国道の交通量は1日約5万台と大変多く、福島県などから避難する車も少なからずあり途中の休憩所として利用されていると考えています。

また、原発事故による風評被害は本市の農業への影響も心配されましたが、市内で生産された野菜等の好調な売れ行きにより、それを払拭することができました。

震災発生後、被災地や被災者への配慮による自粛ムードが広がっていたためオープン時期の変更を考えましたが、被災地に対する気持ちを忘れることなく、震災前の通常の経済活動ができるよう地域経済の活性化を図りながら被災地の復興を支援することが重要と思われオープンしました。

現在のところ「道の駅しもつけ」の滑り出しは極めて順調です。今後願わくは、被災地支援のイベント開催も行いたいと思います。引き続き市民の皆様のご支援をお願いします。（市長）

県のモニタリング調査結果

○放射性ヨウ素 野菜類：2,000 Bq/kg 原乳：300 Bq/kg 肉・卵：規制値なし
※Bq（ベクレル）とは、放射能の強さを測る単位です。

○放射性セシウム 野菜類：500 Bq/kg 原乳：200 Bq/kg 肉・卵：500 Bq/kg

次の品目について、国の定める放射性物質の暫定規制値